

行政区に関する説明会資料



市川三郷町 総務課

●行政区確立の必要性

昨年10月の合併により新町「市川三郷町」が誕生いたしました。隣町同士の合併ではありますが、これまで築き上げた歴史、文化および生活環境など異なる町が一緒となったことで住民の皆様方には戸惑いや不安など生じていることがあるかと思います。

町では住民皆様方の一体感を一日でも早く醸成し、わだかまりなくお互い協力しあえる体制を構築することが喫緊の課題であると考えております。

また町の基本方針であります「やすらぎとうるおいのある日本一の暮らしやすい町」を目指すためにも住民の皆様方とともに町づくりをおこなう「住民参画型」のまちづくり体制を確立していく必要があります。

住みよいまちづくりの形成には地域が主体となり「自治の力」を発揮していただくことが不可欠となります。『自分たちの地域の中では何を必要としており、地域のためにできることは何か』を考えていただくことです。身近な地域の課題を発見し、対応できる組織づくりが必要となります。

町では住民と行政をつなぐ一番身近な存在である『組』を基軸とし、その上部組織として複数『組』の構成からなる『区』を確立してまいります。全ての組が話し合え、意見や要望を出しやすい体制をつくることにより地域の底力が上がっていくと考えております。

また、町は地域からだされた課題に対し、住民と対等な立場で協力・協調をして取り組み、解決をしてまいります。

これまでの組単位ではなく、ある程度広域的な観点から地域に即したご意見をいただくことにより、町は皆様のニーズを多角的に把握、判断することができ公共性の高い地域に即した極め細やかなサービスを提供することが可能となります。

区内から選出された区長は教育、福祉など町の重要事項に関する計画策定や事業を実施する際の地域代表として意見を反映させること、また地域と行政との強力なパイプ役としての役割を担っていただきます。

また、区を確立し構成世帯が増えることにより、少数世帯での組単位では限界であった活動も可能となります。『区単位』で自主防災組織を確立するなど各自に役割を任せ、効率的で的確な活動をおこなうことも可能となります。

行政区の確立に向けて

制度の導入

区の再編は合併協議において協議され、合併協定項目に盛り込まれ承認されております。協議をおこなうにあたり各町の現状を拾い出し、比較をしました。これまでの市川大門の「区」の規模や活動は三珠、六郷町に当てはめると「組」であり各組を集めた上部組織として100～200世帯での「区」を形成していましたことから市川大門においても区を確立し、地域内を平等に扱えるよう協議をしました。

区のエリアについては活動しやすいエリアであるよう意見や考え方を聞き反映をさせています。

現状

区

現在町では区長制度が統一されておらず、旧三珠町にて確立、旧六郷町においても岩間地区の一部以外は確立されています。(三珠地区:18区、六郷地区:19区)

区長の選出は特段きめはないものの、三珠地区においては『組長』からの選出ではなく地域よりの選出となっています。六郷地区は地域内からと組長からの選出で半々となっています。

組

現在町には361組の組織があり、各組にて組長という代表者を選出しています。

(市川地区:177組、三珠地区:90組、六郷地区94組)

組長は各組を束ね、行政からの配布物を各戸へ配布及び回覧を行い、組内の要望を行政へ伝える役目を担っています。また、地域内の各種行事や葬儀等の代表者も務めています。

組長の選出については、大多数が輪番制(屋押し)となっております。

任期は各組によってまちまちですが約7割が1年となっています。

今後の方向

区

市川地区、三珠下九一色地区、六郷岩間地区において区のエリアを提示し、行政区の確立をしたい。
該当区に一人区長の選出をしたい。

行政の係る事項については職務内容を整理し統一したい。

手当についても統一したい。

組

現在の『組』のエリアは現状のまます。世帯数の少ない『組』については要望により再編できる。

行政の係る事項についての職務内容は各組とも酷似しているため手当の統一をしたい。

目的

～身近な地域の課題を発見し、対応できる組織づくり～

全ての組が話し合え、意見や要望を出しやすい体制づくり

町への要望、陳情などを区の単位でしていただきたい(道路拡幅・水路改修など)

町からの主要事業の策定や計画をする際、地域内の意見を伺える体制。

区長は地域と行政の強力なパイプ役を担っていただく。

行政からの会議や説明会時での座長や各組への呼掛け。【三珠地区】

防災組織としての活動(区単位の訓練等の実施)

課題

・区

町から提案するエリアの了承。

市川大門地区および六郷岩間地区には区長制度が無いため、住民に理解を得ること。

区長の選出方法、人員の確保。

旧町単位で格差のある手当の調整【統一】。

具体的なエリアの提示

● 旧市川大門町の区長制度の確立

- ・『区』の設定エリアについては地区公民館のエリアを阻害せず、既存の活動している『育成会単位』を基軸として2~3の育成会を統合した。
- ・市川13区、高田4区、山保1区、大同4区

(うち高田、山保、大同地区は地区公民館を基軸として区長会制度が確立されており、地域と行政との連携を保っています。今回提示しましたエリアは既存の制度と同様です。)
- ・区のエリアは地域へ入り活動しやすいエリアであるよう伺い決定していく。

(皆様方に伺ったエリアにて活動いただき、今後不都合等が生じた際には改良をいたし、最終的に皆様がより活動しやすい体制を構築してまいりたい。)
- ・スタート目標はH18. 4(高田・山保・大同地区)とし市川大門地区のスタートは順次としたい。
- ・区長は対象エリア内よりの選出とするが、選出方法は地域在住者または組長など地域へ任せたい。

| 市川大門地区 | |
|--------|-----|
| 1区 | 8区 |
| 2区 | 9区 |
| 3区 | 10区 |
| 4区 | 11区 |
| 5区 | 12区 |
| 6区 | 13区 |
| 7区 | |

| 高田地区 |
|------|
| 印沢区 |
| 上中浦区 |
| 南磯区 |
| 宮本区 |

| 山保地区 |
|------|
| 山保区 |

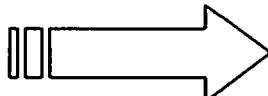
| 大同地区 |
|-------|
| 下大鳥居区 |
| 黒沢区 |
| 釜田区 |
| 八之尻区 |

● 旧三珠町下九一色地区の区長制度の確立

- ・下九一色地区内にある7つの区を1つに統合したい。
- ・エリアについては行政よりの提案型としたい。

(今回皆様方に提案したエリアにて活動いただき、今後不都合等が生じた際には改良をいたし、最終的に皆様方がより活動しやすい体制を構築してまいりたい。)
- ・スタート目標はH19. 4としたい。
- ・区長の選出はこれまでどおり地域へ任せたい。

| 三珠 下九一色地区 | |
|-----------|-----|
| 下芦川区 | 塙区 |
| 三帳区 | 中山区 |
| 古宿区 | 畠熊区 |
| 高萩区 | |



下九一色区

● 旧六郷町岩間、落居地区の区長制度の確立

- ・ 区のエリアは岩間地域内にある公民館単位としたい。 (既に組長の上部に公民館長が設置してある体制)
- ・ エリアについては皆さんが活動しやすいエリアであることを優先したい。
(皆様方に提案したエリアにて活動いただき、今後不都合等が生じた際には改良をいたし、最終的に皆様がより活動しやすい体制を構築してまいりたい。)
- ・ スタート目標はH18. 4としたい。
- ・ 区長は対象エリア内よりの選出とするが、選出方法は地域在住者または組長など地域へ任せたい。

| 六郷 岩間地区 | | |
|---------|------|------|
| 原区 | 上仲区 | 岩間平区 |
| 上手方区 | 下仲区 | |
| 細田区 | 下町区 | |
| 上町区 | 下河原区 | |

| 六郷 落居地区 | |
|---------|------|
| 1・2区 | 3・4区 |
| 5・6区 | 7・8区 |

● 新町の行政区

町より提示させていただく行政区は町全体で54区となります。

【三珠地区:12区 市川地区:22区 六郷地区:20区】

| No. | 市川地区 | 組数 | 世帯数 |
|-----|------|----|-----|
| 1 | 第1区 | 10 | 207 |
| 2 | 第2区 | 9 | 241 |
| 3 | 第3区 | 10 | 206 |
| 4 | 第4区 | 9 | 261 |
| 5 | 第5区 | 6 | 195 |
| 6 | 第6区 | 8 | 172 |
| 7 | 第7区 | 8 | 159 |
| 8 | 第8区 | 10 | 141 |
| 9 | 第9区 | 10 | 154 |
| 10 | 第10区 | 8 | 117 |
| 11 | 第11区 | 6 | 104 |
| 12 | 第12区 | 6 | 215 |
| 13 | 第13区 | 13 | 311 |

| No. | 高田地区 | 組数 | 世帯数 |
|-----|------|----|-----|
| 1 | 印沢区 | 11 | 223 |
| 2 | 上中浦区 | 10 | 155 |
| 3 | 南磯区 | 5 | 86 |
| 4 | 宮本区 | 7 | 155 |

| No. | 山保地区 | 組数 | 世帯数 |
|-----|------|----|-----|
| 1 | 山保区 | 8 | 163 |

| No. | 大同地区 | 組数 | 世帯数 |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 | 下大鳥居区 | 6 | 145 |
| 2 | 黒沢区 | 11 | 223 |
| 3 | 釜田区 | 3 | 65 |
| 4 | 八之尻区 | 3 | 45 |
| | | 177 | 3,743 |

| No. | 三珠地区 | 組数 | 世帯数 |
|-----|--------|----|-------|
| 1 | 上野区 | 7 | 133 |
| 2 | 上野桃林橋区 | 8 | 113 |
| 3 | 矢作区 | 5 | 80 |
| 4 | 町屋区 | 13 | 288 |
| 5 | 川浦区 | 10 | 193 |
| 6 | 上ノ原区 | 4 | 50 |
| 7 | 北区 | 6 | 85 |
| 8 | 南区 | 5 | 85 |
| 9 | 道林区 | 6 | 76 |
| 10 | 大塚桃林橋区 | 5 | 69 |
| 11 | 下河原区 | 9 | 99 |
| | 下芦川区 | 2 | 24 |
| | 三帳区 | 2 | 15 |
| | 古宿区 | 1 | 4 |
| 12 | 下九一色区 | 12 | 97 |
| | 高萩区 | 3 | 22 |
| | 岱区 | 1 | 10 |
| | 中山区 | 2 | 16 |
| | 畠熊区 | 1 | 6 |
| | | 90 | 1,368 |

| NO | 六郷地区 | 組数 | 世帯数 |
|----|--------|----|-------|
| 1 | 原区 | 4 | 54 |
| 2 | 上手方区 | 5 | 75 |
| 3 | 細田区 | 4 | 66 |
| 4 | 文京区 | 6 | 130 |
| 5 | 上仲区 | 4 | 75 |
| 6 | 下仲区 | 3 | 56 |
| 7 | 下町区 | 8 | 130 |
| 8 | 下河原区 | 2 | 23 |
| 9 | 岩間平区 | 2 | 51 |
| 10 | 宮原地区 | 7 | 127 |
| 11 | 葛籠沢地区 | 6 | 104 |
| 12 | 鴨狩津向地区 | 6 | 68 |
| 13 | 落居1・2区 | 6 | 95 |
| 14 | 落居3・4区 | 6 | 60 |
| 15 | 落居5・6区 | 5 | 52 |
| 16 | 落居7・8区 | 4 | 32 |
| 17 | 楠甫地区 | 10 | 99 |
| 18 | 寺所地区 | 1 | 3 |
| 19 | 五八地区 | 2 | 9 |
| 20 | 岩下地区 | 3 | 10 |
| | | 94 | 1,319 |

年に数回全体区長を集めた会議を開催し、各区の現状および問題点等を提案いただくことにより町全体へ反映させるなど行政と密接な関係を構築いたします。

区長等の職務内容

| | |
|---|--|
| 区 長 の 職 務 内 容 | ○行政からの依頼 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 年1回の区長会議への出席（主要施策の説明など）・ 町との連絡調整（例：地域懇談会など地区民を集めての各種会議への協力）・ 組長への伝達・ 町や県の道水路等の工事の際に該当区が通行止めとなる際の承諾書へのサイン・ 町行事への協力（町が主催する地域に関するイベントや事業など）・ 自主防災区長（区長兼務の場合） |
| | ○行政への要望・申請 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 街灯、防犯等の設置申請・ 区内の要望事項の調整 (水路・道路の補修、防災無線関係など) |
| ○区内での職務 | |
| 【三珠地区 一例】 | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 各区集会所の清掃・ ゴミ収集場所の清掃・ ちびっ子広場の清掃・ 区、地区単位でおこなわれる諸事業の責任者となる（球技大会、町民駅伝大会）・ 区の総会の開催 | |

| | |
|--|---|
| 防 災 区 長 の 職 務 内 容 | ○行政からの依頼 |
| | <ul style="list-style-type: none">・ 災害時における区内の統括。・ 年1回開催される防災区長会議への出席。・ 防災訓練時の区内の統括 |
| | ○行政への要望・申請 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 消防備品（ホース等）の補助金申請 | |

組長等の職務内容

組長の職務内容

○行政からの依頼

- ・毎月2回(15日・月末)の行政依頼文書の配布および回覧。
- ・町行事への協力
- ・区の確立がされていないエリアの組長については年1回(4月)開催される区長会議への出席。(主要施策の説明など)

◆ 金銭を扱う職務

- ・緑の募金の取りまとめ
- ・日本赤十字社員及び社費の募集
- ・市町村交通災害共済加入申し込み
- ・赤い羽根共同募金の取りまとめ

◆ 臨時的なもの

- ・選挙公報の配布
- ・各地区公民館からのお知らせ通知の配布
- ・町や県の道水路等の工事の際に該当区が通行止めとなる際の承諾書へのサインの代行。

○行政への要望

- ・組内の要望事項の取りまとめ
(水路・道路の補修、防災無線関係)

組内の懸案事項を



区長へ伝達

○組内での職務

- ・組会の取りまとめ

防災班長の職務内容

○行政からの依頼

- ・災害時における組内の統括。
- ・防災訓練時の組内の統括。

○行政への要望

- ・消防備品(ホース等)の補助金要望。

組内の懸案事項を



区長へ伝達